

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【公表番号】特表2009-522334(P2009-522334A)

【公表日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2008-549011(P2008-549011)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/715	(2006.01)
A 6 1 K	35/60	(2006.01)
A 6 1 K	36/48	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 K	31/015	(2006.01)
A 6 1 K	31/07	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/18	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	31/715	
A 6 1 K	35/60	
A 6 1 K	35/78	J
A 6 1 K	31/202	
A 6 1 K	31/015	
A 6 1 K	31/07	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 K	35/78	C

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月4日(2010.1.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

S I R S 段階及びC A R S 段階を特徴とする病状を有する重篤な患者に栄養を供給する臨床用栄養製品であって、

S I R S 段階にある患者用の第1の栄養組成物と、

C A R S 段階にある患者用の第2の異なる栄養組成物とを含む臨床用栄養製品。

【請求項2】

第1の栄養組成物が、タンパク源、炭水化物源、脂質源、ビタミン類、ミネラル類及びそれらの組合せからなる群から選択される少なくとも1つの成分を含む、請求項1に記載の臨床用栄養製品。

【請求項3】

タンパク源がスレオニンを含む、請求項2に記載の臨床用栄養製品。

【請求項4】

タンパク源が、甘味ホエータンパク質、カゼイン・糖マクロペプチド、遊離スレオニン

を添加したカゼイン、スレオニンを含有する化合物及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 5】

タンパク源がシステインを含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 6】

タンパク源が、ホエータンパク質、遊離グルタチオン、システィン前駆体、プロドラッグ及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 7】

タンパク源がタンパク加水分解物を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 8】

タンパク源が、加水分解されたホエータンパク質を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 9】

炭水化物源が、マルトデキストリン、コーンスターチ、化工デンプン、ショ糖及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 10】

第 1 の栄養組成物がラクトースを含有しない、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 11】

脂質源が中鎖トリグリセリドと長鎖トリグリセリドとの混合物を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 12】

脂質源が少なくとも約 30 重量 % から約 80 重量 % の中鎖トリグリセリドを含む、請求項 11 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 13】

脂質源が、ヒマワリ油、ナタネ油、ダイズ油、乳脂、トウモロコシ油、ダイズレシチン、ヤシ油及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 14】

第 1 の栄養組成物が、多価不飽和脂肪酸オメガ 6 (n - 6) とオメガ 3 (n - 3) の比が約 1 : 1 から約 10 : 1 となるように設計された脂質プロフィールを含む、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 15】

第 1 の栄養組成物が、溶解性の粉末、濃縮液、直接飲用可能な製剤及びそれらの組合せの形態である、請求項 2 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 16】

第 2 の異なる栄養組成物が、タンパク源、脂質源、炭水化物源及びそれらの組合せからなる群から選択される少なくとも 1 つの成分を含む、請求項 1 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 17】

タンパク源がタンパク加水分解物を含む、請求項 16 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 18】

タンパク加水分解物がシステインを含む、請求項 17 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 19】

タンパク源が、カゼイン加水分解物、ホエー加水分解物及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 16 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 20】

タンパク源が、一部を遊離アミノ酸として含む、請求項 16 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 21】

脂質源は、中鎖トリグリセリドと長鎖トリグリセリドとの混合物を含む、請求項 16 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 2】

脂質源が、ヤシ油、魚油、ヒマワリ油、ナタネ油、ダイズ油、乳脂、トウモロコシ油、ダイズレシチン及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 1 6 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 3】

脂質源が、オメガ 3 に富む脂肪酸を含有する、請求項 1 6 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 4】

第 2 の栄養組成物が、多価不飽和脂肪酸オメガ 6 (n - 6) とオメガ 3 (n - 3)との比が約 1 : 1 から約 1 0 : 1 となるように設計された脂質プロフィールを含む、請求項 1 6 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 5】

炭水化物源が、マルトデキストリン、コーンスターク、化工デンプン、ショ糖及びそれらの組合せからなる群から選択される成分を含む、請求項 1 6 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 6】

第 2 の栄養組成物がラクトースを含有しない、請求項 1 6 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 7】

第 2 の栄養組成物が、溶解性の粉末、濃縮液、直接飲用可能な製剤及びそれらの組合せの形態である、請求項 1 6 に記載の臨床用栄養製品。

【請求項 2 8】

重篤な患者に栄養を供給する臨床用栄養製品であって、

S I R S 段階の間に患者に投与する、スレオニンを含むタンパク源、炭水化物源、脂質源、ビタミン及びミネラルを含む第 1 の栄養組成物と、

C A R S 段階の間に患者に投与する、タンパク加水分解物及び遊離アミノ酸を含むタンパク源、脂質源及び炭水化物源を含む第 2 の異なる栄養組成物とを含む臨床用栄養製品。

【請求項 2 9】

重篤な患者に栄養を供給する臨床用栄養製品であって、

ストレスに対する患者の全身性炎症反応から生じる S I R S 段階にある間に患者に投与する、スレオニンを有するタンパク源、システインを有するタンパク源、並びに中鎖トリグリセリド及び長鎖トリグリセリドの混合物を有する脂質源を含む第 1 の栄養組成物と、

ストレスに対する患者の代償性抗炎症反応から生じる C A R S 段階にある間に患者に投与する、タンパク加水分解物を有するタンパク源及び一部を遊離アミノ酸として有するタンパク源を含む第 2 の異なる栄養組成物とを含む臨床用栄養製品。